

令和5年特定実験試験局用周波数（九州管内のみ抜粋）

総務省告示第189号（令和5年7月1日施行）

周波数の範囲（注1）	使用可能期間	等価等方輻射電力（注2）	備考
72.54MHz から72.66MHz まで	令和6年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHz から73.75MHz まで	令和6年6月30日まで	10W以下	
143MHz から143.21MHz まで	令和9年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147MHz から147.21MHz まで	令和9年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHz から147.86MHz まで	令和6年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
161.2MHz から161.275MHz まで	令和6年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
207.5MHz から222MHz まで	令和6年6月30日まで	200W以下	
342.16875MHz から342.20225MHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、 358.66875MHz から358.70225MHz までの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHz から358.70225MHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、 342.16875MHz から342.20225MHz までの周波数の範囲と対とする。
368.24MHz から368.56MHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、 386.24MHz から386.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
386.24MHz から386.56MHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、 368.24MHz から368.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
393.6MHz から394.3MHz まで	令和9年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
397.75MHz から398.5MHz まで	令和9年6月30日まで	10W以下	
411.935MHz から411.985MHz まで	令和10年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
412.8125MHz から413.2875MHz まで	令和10年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
426.9MHz から427.5MHz まで	令和10年6月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
428MHz から428.4MHz まで	令和10年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHz から450.2375MHz まで	令和10年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
2294MHz から2296MHz まで	令和8年6月30日まで	1W以下	
5012MHz から5025MHz まで	令和6年6月30日まで	5W以下	鹿児島県の区域を除く。
12.8GHz から12.95GHz まで	令和7年6月30日まで	1W以下	
15.5GHz から15.6GHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	福岡県、佐賀県及び長崎県の区域を除く。
19.52GHz から19.58GHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	
25.87GHz から25.945GHz まで	令和7年6月30日まで	0.1W以下	
26.725GHz から26.735GHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	
31.05GHz から31.2GHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	
32.05GHz から33.25GHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	佐賀県及び長崎県の区域を除く。
39.5GHz から41GHz まで	令和6年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
48.4GHz から48.7GHz まで	令和6年6月30日まで	0.1W以下	
49.3GHz から49.8GHz まで	令和6年6月30日まで	0.1W以下	
51.35GHz から52.35GHz まで	令和6年6月30日まで	0.1W以下	
66GHz から67GHz まで	令和7年6月30日まで	0.1W以下	
92GHz から100GHz まで	令和6年6月30日まで	0.1W以下	
102GHz から1100GHz まで	令和10年6月30日まで	任意の1GHz幅における 等価等方輻射電力が 5000W以下	（注3）空中線電力は、5W以下に限る。

（注1）発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注2）空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注3）この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。

109.5GHz から 111.8GHz まで、114.25GHz から 116GHz まで、148.5GHz から 151.5GHz まで、164GHz から 167GHz まで、
182GHz から 185GHz まで、190GHz から 191.8GHz まで、200GHz から 209GHz まで、226GHz から 231.5GHz まで及び
250GHz から 252GHz までの周波数